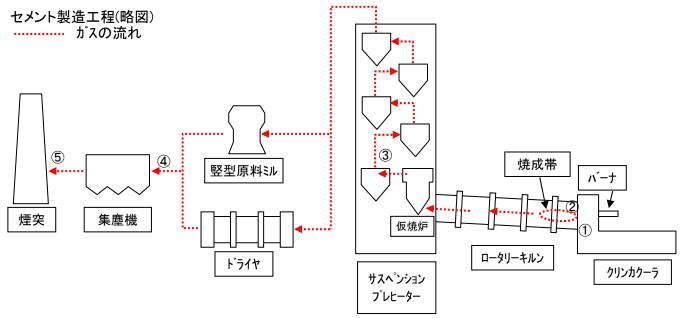
公表データの測定位置(イメージ図)



- 1)燃焼室中の燃焼がみ温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 2)集塵機入口がス温度 図中④
- 3)煙突から排出される排がス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4)焼成炉中の温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 5)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑤

•測定値条件

- 1)燃焼室中の燃焼ガス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、 高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、 産廃物再生利用条件の燃焼ガス温度が800℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度を代用する。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】は第八条の三第二項は第十五条の二の三第二項

〇燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

•関係法令

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼がスの温度等、ハ)冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、二)煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、 お)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

测宁值冬烟

- 1) ロ)→ト 燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境 にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼がス温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落ロ温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 2) ロ)-ヲ 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の 濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。 上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。
- 3) ロ)−ツ 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカタ・ストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程 低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。
- 4) 二) ダイオキシンについてはロ)-ヲ同様の条件となる。

2025年度 上磯工場 8号キルン

	項 目				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
口)	ト. 燃焼室中の燃焼がスの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。		1)測定位置 図中	110or2	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度
	測定値:クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度		2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			3)測定結果 型	均值	_	_	1.360°C	1.341°C	1.381°C	1.396°C						
			(焼点温度)				,	· ·	,	,						
	リ. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度。但し、集じん器内で燃焼ガスの温度を		1)測定位置 図中	4							④集塵機入口					
	速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は集じん器		2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	内で冷却された燃焼ガスの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。	(3	3)測定結果 基	準値	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C
	測定値:集塵機の入口ガス温度		最	大値	-	-	156°C	154°C	158°C	165°C						
	ヲ. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、		1)測定位置 図中	140r(5)							⑤集塵機出口					
	且つ、記録すること。		2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	測定値:集塵機出口or集塵機入口		3)測定結果 平 (集塵機出口)	均值	-	-	793ppm	926ppm	785ppm	1,527ppm						
	ツ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を	(1	1)測定位置 図中	1(1)or(2)	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温」
	摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、		2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	且つ、記録すること。	(3	3)測定結果 基	準値	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°0
	測定値:クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度		(焼点温度) 最	小値	-	-	1,149°C	1,140°C	1,103°C	1,160°C						
۸)	冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	ß			_	_	2025年6月1日	_	_	_						
=)	煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸		1)排がス採取位置	図中⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	3 ⑤集塵機出
	化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物は六ヶ月に一回以上測定し、かつ、	オキ (2	2)排ガス採取年月	日	_	-	2025年6月17日	2025年7月3日	-	2025年9月4日						
	記録すること。	シン(3	3)結果取得年月日	3	-	-	2025年8月6日	2025年8月22日	-	-						
	但し、セメントキルンは上記:測定値条件2) ロ)-ヲに該当する為、ダイオキシン類の	(4	4)測定結果		_	-		0.0000017ng-TEQ/Nm3		-						
	濃度は3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する。		基準値		≦0.1ng-TEQ/Nm ³	≦0.1ng-TEQ/Nm3					≦0.1ng-TEQ/Nm3					
			1)排ガス採取位置 🛭		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口			⑤集塵機出口		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	1 ⑤集塵機出
			2)排ガス採取年月		_	-		2025年7月3日	-	2025年9月4日						
	各工場ダイオキシン、ばい煙濃度基準値		3)結果取得年月日	3	_	-	2025年7月4日	2025年7月22日	-	2025年9月19日						
	8号 基準値 法及び条例名	(4	4)測定結果		_	-	<1ppm	20ppm	-	11ppm						
	ず付キシン ≦0.1ng-TEQ/Nm3 廃掃法		基準値		≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppm	≦561ppr
	硫黄酸化物 ≦561ppm 大防法(K値11.5)		1)排がス採取位置			⑤集塵機出口		⑤集塵機出口			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	5集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	1 ⑤集塵機出
	ばいじん ≦0.1g/Nm3 大防法		2)排がス採取年月		_	-		2025年7月3日		2025年9月4日						
	塩化水素 ≤700mg/Nm3 廃掃法		3)結果取得年月日	1		-		2025年7月22日		2025年9月19日						
	窒素酸化物 ≤480ppm 大防法	<i>λ</i> (2	4)測定結果		- 3	-		<0.0010g/Nm3		<0.0010g/Nm3		(0,1,0)		(0.1.0)	(0.4./00	(0.1.0)
		15 (基準値		≦0.1g/Nm ³	≦0.1g/Nm3		≦0.1g/Nm3						≦0.1g/Nm3		
			1)排カス採取位置 [2)排ガス採取年月		5 集座機出口	⑤集塵機出口					⑤集塵機出口	5 集壁機出口	り集座機出口	り集座機出口	り集座機出し	1 5 集座機
			2)排加入採取年月 3)結果取得年月日					2025年7月3日 2025年7月22日		2025年9月4日 2025年9月19日						
			3)福采取侍平月日 4)測定結果	-		_		2025年7月22日 <3mg/Nm3		2025年9月19日 <3mg/Nm3						
		糸 (4	4)例足和朱 基準値	-		< 700m = /Nm 2			< 700m = /Nm 2	< 700m = /Nm 2	≦700mg/Nm3	< 700m = /Nm 2	< 700mg/Nm2	< 700m = /Nm 2	< 700mg/Nmg	2 < 700 = 7/1
		空事 /		図内係	≥ /UUmg/Nm°	≤ /UUmg/ Nm3⑤集塵機出口	≘ / UUINg/ NM3				⑤集塵機出口					
			1)排加ス採取位置 [2)排がス採取年月		5	一 -		2025年7月3日		2025年9月4日	②未坚協工口	少未座版山口	少未坚協山口	シ未座版田口	②未座版ゴレ	1 ②未座機に
			2)辞』 <			_		2025年7月3日		2025年9月4日					+	
			3)福采取侍年月日 4)測定結果	1		_	2025年7月4日 367ppm	2025年7月22日 282ppm	_	2025年9月19日 251ppm			1		+	+
		(2	4)冽足和朱 基準値		_ ≦480ppm	_ ≦480ppm	367ppm ≦480ppm		_ ≦480ppm	≤480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≤480pp

* 測定結果の符号(<)の付いた数値は、定量下限値または検出下限値を示す

【コメント】